法務省

（金沢地方検察庁検事正）検事　山本　昇

名古屋高等検察庁検事に併任する

名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる

名古屋高等検察庁金沢支部長を命ずる（三月二十五日）

○定年退官

名古屋高等検察庁金沢支部長濵﨑隆二は、検察庁法第二十二条の規定により三月二十四日限り定年退官

財務省

（国税庁次長）財務事務官　佐川　宣寿

国税庁長官林信光外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（三月二十四日）

長野県

新　（副知事）　旧　高田さゆり（三月十日）

香川県

新　（副知事）　旧　天雲　俊夫（三月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月二十六日バングラデシュ国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年3月27日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年3月27日

文部科学大臣　下村　博文

記

改正された日本工業規格　A3301

木造校舎の構造設計標準

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課においても閲覧に供する。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十七年三月二十七日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十七年四月二十四日　午後一時三十分から

三　場所　富里北部コミュニティーセンター　研修室（千葉県富里市日吉台三丁目二十四―一）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び日本瓦斯株式会社（東京都中央区八丁堀二丁目十番七号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「日本瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十七年四月十日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「日本瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十七年四月十日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公告

諸事項

工場財団

長野県諏訪市大字四賀821番地**エルシーブイ株式会社**の工場財団に長野県諏訪市大字四賀821番地エルシーブイ株式会社諏訪工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年3月27日

長野地方法務局諏訪支局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成27年4月26日までに中国財務局理財部金融監督第3課あて申し出をされたい。

2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21646010010②株式会社泰成住研③横山　昭生④岡山県岡山市北区今3丁目9―11

①21462000279②有限会社尾坂自動車③尾坂　盛正④鳥取県鳥取市国安225番地

平成27年3月27日

中国財務局長　其田　修一